

# 第10期第3回福岡県個人情報保護審議会次第

日 時 平成23年8月11日（木）13：00～15：00

場 所 県庁10階北棟特9会議室

次 第

- 1 個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（諮問・答申案）
  - ・ インターネットのホームページによる暴力団関係事業者の情報提供事務
- 2 不服申立部会の審査結果について（報告）
  - ・ 精神保健福祉に関する相談記録に係る個人情報不開示決定に対する異議申立て
  - ・ 平成23年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立て
- 3 個人情報の流出事案について（報告）
  - ・ 電子メールの誤送信
- 4 個人情報保護条例の運用状況について（報告）
- 5 その他

## 〔配付資料〕

- 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（第10期）
- 福岡県個人情報保護審議会事務局職員一覧
- 個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（諮問・答申案）
- 不服申立部会の審査結果について
- 個人情報の流出事案について
- 個人情報保護条例の運用状況について

福岡県個人情報保護審議会委員名簿（第10期）

氏名	役職名
宇都宮 多美子 うつのみや たみこ	福岡県民生委員児童委員協議会監事
遠藤 勉 えんどう つとむ	九州工業大学情報工学部教授
岡本 博志 おかもと ひろし	北九州市立大学法学部教授
桑野 道子 くわの みちこ	(株)ビスネット取締役
坂口 繁和 さかぐち しげかず	弁護士
勢一 智子 せいいち ともこ	西南学院大学法学部教授
馬場 明子 ばば あきこ	前(株)テレビ西日本編成局編成部専任部長
原田 憲正 はらだ のりまさ	山九株式会社労政部人権啓発担当部長
溝田 明美 みぞた あけみ	(株)コンピュータ教育社代表取締役社長

(敬省略、五十音順)

第10期福岡県個人情報保護審議会委員名簿(案)

(H22.5.1~H24.4.30)

氏名	役職名	全体会	第一部会 (不服申立部会)	第二部会 (住民基本台帳部会)
宇都宮多美子	福岡県民生委員児童委員協議会監事	委員	(委員)	一
遠藤 勉	九州工業大学大学院情報工学研究院教授	委員	一	部会長 職務代理
岡本 博志	北九州市立大学副学長・法学部教授	会長	委員	部会長
桑野 道子	(株)ビスネット取締役	委員	一	委員
坂口 繁和	弁護士	会長 職務代理	部会長	一
勢一 智子	西南学院大学法学部教授	委員	一	委員
馬場 明子	前 (株)テレビ西日本編成局編成部専任部長	委員	委員	一
原田 憲正	山九株式会社労政部人権啓発担当部長	委員	委員	一
溝田 明美	(株)コンピュータ教育社代表取締役社長	委員	一	委員

(敬省略 五十音順)

# 福岡県個人情報保護審議会事務局職員一覧

平成23年8月1日現在

## 1 県民情報広報課

職名	氏名
課長	米倉 秀之
県政情報監	小山 雅千子
参事補佐	中野 進
情報公開係長	光安 一英
事務主査	橋本 晴彦
事務主査	安武 秀樹
事務主査	上野 義次
事務主査	石井恵美子
主事	白木 勇氣

## 2 市町村支援課

職名	氏名
課長補佐	加唐 司
行政係長	黒岩 一文
主任主事	田中 誠司
主事	田中 和敏

1 個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合  
による提供の制限に関する例外事項について（諮問・答申）

- ・インターネットのホームページによる暴力団関係事業者の情報提供事務

福警組対第11242号

平成23年7月25日

福岡県個人情報保護審議会会長 殿

福岡県警察本部長



個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する  
例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第5条第2項第6号及び第6条  
第3号の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求める。

記

1 事務の名称

インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務

2 所管課名

警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課

3 事務の目的

暴力団と関係があるとして県及び県内市町村に通知した暴力団関係事業者の情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、暴力団関係事業者から暴力団への資金の流れを遮断するとともに、県民等の暴力団排除意識の向上を図ることを目的とする。

4 識別される個人の類型

暴力団と関係があるとして県及び県内市町村に通知した事業者

5 提供する個人情報の種類

所在地、商号又は名称、代表者名、通知に係る事実概要

6 提供の相手方

県民等（インターネット利用者）

# 暴力団と関係のある建設会社（個人企業も含む）の通知情報の提供について

## 1 県内の暴力団情勢

### (1) 概要

福岡県内には、指定暴力団である四代目工藤會、道仁会、太州会、三代目福博會及び九州誠道會の5団体が存在しており、全国最多となっているほか、六代目山口組の二次組織が存在する。

暴力団は、様々な犯罪行為や正当な経済活動を装った活動で資金獲得を行っており、中でも建設工事に絡み、地元対策費などと称して事業者から多大な利益を吸い上げているほか、暴力団の影響下にある企業等を使って公共工事をはじめ民間工事にも介入し利益を吸い上げている。

また、要求に応じない事業者に対しては、見せしめのようにけん銃を発砲するなどして悪質な暴力行為を敢行して、自己の利益拡大を図っており、最近では、九州経済界トップの自宅に爆発物を投げきするなど凶悪なテロ行為を敢行するに至っている。

この他、道仁会と九州誠道會の抗争は5年に及ぶ上、最近では、抗争が再燃して殺人や発砲事件が発生するなど県民の生活を著しく不安に陥れている状況にある。

### (2) 県警察の暴力団対策

県警察は、上記のような厳しい暴力団情勢を受け、本年の最重点目標に「暴力団犯罪の撲滅」を掲げ、暴力団の検挙だけでなく、各種の暴力団対策を実施しており、とりわけ、昨年4月に施行された「福岡県暴力団排除条例」を効果的に運用するため、県民に対し、可能な限りの暴力団情報の提供を行うなど、暴力団の検挙と排除を両輪とする暴力団対策を強力に推進している。

## 2 公共事業からの暴力団排除活動

### (1) 福岡県の取り組み

福岡県では、県発注工事に係る暴力団排除措置を講ずるため、平成22年8月1日から、県警察から、下請業者を含めた暴力団関係事業者情報の通知を受け、県発注工事から暴力団関係事業者の排除を行っている。

なお、県ホームページにも県発注工事から排除する暴力団関係事業者情報を掲載している。（平成22年7月8日付け答申、22個保審第2号で答申受理）

### (2) 県内市町村の取り組み

現在、県内の26市町村において、福岡県と同様に公共事業から暴力団関係事業者を排除するため、工事請負契約等の約款等を整備済みであり、その他の市町村についても隨時整備予定である。

## 3 ホームページによる暴力団関係事業者情報の掲載の必要性

暴力団排除条例第3条（基本理念）では、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団と交際しないことを基本としており、同条例の6条（事務及び事業における措置）では、県の事務及び事業から暴力団を排除するために、県が行う「必要な措置」を講ずると定め、暴力団排除活動の一層の促進を規定している。

さらに、現在は県内市町村や企業が暴力団排除条例や条項を導入している状況であり、県の他、県内市町村や民間の工事から暴力団を排除するためにも情報提供は不可

欠である。

しかし、県警察が県や県内市町村に通知した内容を県や県内市町村が公表するまでに数日を要し、その間の期日を埋める必要からも、もし、早期にホームページで公表しなければ、県や県内市町村が行う事務及び事業に当該暴力団関係企業が参加するおそれがあるばかりか、善良な事業者が誤って暴力団関係事業者と取引をするという事態を招くことが考えられる。

これにより、「福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与する」という条例制定の趣旨を没却することになることから、インターネット掲載により早期且つ広範囲な暴力団関係事業者の情報提供を行う必要があるため。

#### 4 今回の諮問の理由

(1) 前回諮問（平成 22 年 7 月 8 日付け答申、22 個保審第 3 号）の内容

「暴力団と関係があるとして県に通知した事業者」情報をインターネットにより県民等に提供する。

(2) 今回諮問の内容

「暴力団と関係があるとして県及び県内市町村に通知した事業者」情報をインターネットにより県民等に提供する。

(3) 前回答申と今回諮問の差異

一部の市町村においては、暴力団排除措置を講ずる「暴力団との密接交際の対象範囲」について、その基準が県より広い場合があり、県警察から通知する事業者が、県に通知した事業者と異なることが生じる。

##### ※ 密接交際の対象範囲

- ・ 福岡市・・・会社の代表者や役員及び使用人（従業員）
- ・ 福岡県他・・・会社の代表者や役員

よって、前回答申を受けた「県に通知した事業者」情報のみのインターネット掲載では、県と異なる対象範囲の広い市町村に通知した事業者情報については掲載できず、県民に提供することができないため、今回、識別される個人の類型を、前回答申の

・「県に通知した事業者」から「県及び県内市町村に通知した事業者」に広げるもの。

#### 5 提供する個人情報の内容

掲載内容は、提供する個人情報の種類である。

- 所在地
- 商号又は名称（個人企業の場合は個人名もある）
- 代表者名
- 通知に係る事実概要

#### 6 参考資料

- ホームページの掲載例 (別紙 1)
- 暴力団関係事業者の報道記事 (別紙 2)

## ホームページの掲載例

**福岡県警察**  
Fukuoka Prefectural Police

このサイトについて セキュリティポリシー サイトマップ  
印刷用ページ 翻訳 (English | Korean | Chinese)

文字のサイズ 小字 中字 大字 サイト内検索 検索

共通 総務 生活安全 刑事 暴力団 交通 地域 警備 公安委員会 警察署協議会

福岡県警察の紹介  
県警からのお知らせ  
あなたの街の警察署  
各種手続コーナー<sup>①</sup>  
相談・問い合わせコーナー<sup>②</sup>  
交通情報コーナー<sup>③</sup>  
防犯情報コーナー<sup>④</sup>  
事件手配コーナー<sup>⑤</sup>  
情報提供のお願い<sup>⑥</sup>  
メッセージ<sup>⑦</sup>  
» 县警から県民の皆様へ<sup>⑧</sup>  
» 福岡県警察官・警察職員<sup>⑨</sup>  
» 採用案内<sup>⑩</sup>  
» ふっけい安心メール<sup>⑪</sup>

## 暴力団と関係のある事業者の通報について

対象事業者	① △△工業株式会社(代表取締役 ○○ ○○) 所在地 福岡市中央区○○1丁目1番1号  ② 有限会社口口建設(代表取締役 ○○ ○○) 所在地 北九州市小倉北区○○2丁目2番2号	変更なし
通報年月日	平成○○年○○月○○日	
通 報 先	福岡県 及び県内市町村 <input checked="" type="checkbox"/> 追加	
通 報 内 容	上記2社の代表取締役が、平成○○年○○月ころ、福岡県内所在のゴルフ場において、暴力団幹部とゴルフプレーを行うなど、暴力団構成員と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき」に該当する事実を確認した。	変更なし

県以外の市町村のみの通報 →

対象事業者	★★建築有限会社(代表取締役 ★★ ○○) 所在地 福岡市南区口口2丁目2番2号
通報年月日	平成○○年○○月○○日
通 報 先	福岡市
通 報 内 容	上記会社の使用者が、平成○○年○○月ころ、福岡県内所在のゴルフ場において、暴力団幹部とゴルフプレーを行うなど、暴力団構成員と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき」に該当する事実を確認した。

福岡県警察本部 [周辺地図]  
〒 812-8576 福岡県福岡市博多区東公園7-7  
Tel 092-641-4141

Copyright (C) 2010 Fukuoka Prefectural Police. All Rights Reserved.

# 新聞記事

H 23. 7. 6 (水) (福岡版)

西日本新聞

県

▼「業者が暴力団と関係」

自治体

# 通報最多27社に

## 資金源封じに効果

今年

暴力団と関係があるとして、福岡県警が今年、公共工事からの排除する約2年内自治体に通報した業者数が27社以上、統計が発表された。2年で最も多かったことが、県警への取材で分かった。昨年4月の暴力団排除措置実施後、県警は暴力団の資金源の封じ込めに力を入れ、自治体も暴力団関係業者の排除措置を強化。資金源対策の効果が始めた。

通報は、県警は暴力団に受けた通報は、暴力団と関係があるとして、暴力団排除措置を取る。暴力団関係業者が落すだ「暴力団排除措置に関する合意書」に基づき実施。県警は業者名を示す。暴力団側に漏れる。(捜査関係者)とされ、これを断つのが狙いだ。

県警が通報した業者数は、2007年12社→08年1社→09年11社→10年18社→と推移。多く年18社→と推移。多く年で既に27社を通報。3月に、暴力団幹部とゴルフの親團体「おにぎり会」を結成した建設業の社を県に通報。6月には長崎大学病院の改修工事の元請け業者に対し、下請け業者にも暴力団排除措置を適用できるよう、工事請負契約書の条項を改定。北九州市は昨年から、暴力団排除措置を公共工事の元請けだけでなく、下請け業者にも暴力団排除措置を適用できるよう、工事請負契約書の条項を改定。北九州市は昨

年に資金提供した介護事業者を排除する全国でも条例の措置を取る。県警財産局課は、「暴排条例をきっかけに、暴力

組織犯罪対策課は「資金の封じ込めを徹底し、暴力団を弱体化させたい」としている。

田川の会社社長  
暴力団とゴルフ  
田川市長  
「田川」の社長(50)が暴力団幹部とゴルフを繰り返すなど密接な交際をし

福岡県警は、同県  
田川市長吉の建設会社  
「田川」の社長(50)が暴力団幹部とゴルフを繰り  
12回、県内のゴルフ場で、業者を招待するなど排除措置大作戦(田川)道場を取る方針。

田川の会社社長  
暴力団とゴルフ  
田川市長  
「田川」の社長(50)が暴力団幹部とゴルフを繰り  
12回、県内のゴルフ場で、業者を招待するなど排除措置大作戦(田川)道場を取る方針。

福岡県警察本部長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 岡本博志

個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（答申）

平成23年7月25日福警組対第11242号により諮詢のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第5条に規定する利用及び提供の制限並びに同条例第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項については、いずれも公益上必要があると思われるため、下記のとおり適当なものと認めます。

記

1 利用及び提供の制限（第5条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務
所管課名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
個人の類型	暴力団と関係があるとして県及び県内市町村に通知した事業者
目的外利用・提供の概要	暴力団排除活動の推進及び県民等の暴力団排除意識の向上を図るため、暴力団関係事業者の情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
利用・提供先	県民等（インターネット利用者）

2 電子計算組織の結合による提供の制限（第6条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務
所管課名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
事務の目的	暴力団関係事業者の情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、暴力団排除活動の推進及び県民等の暴力団排除意識の向上を図る。
識別される個人の類型	暴力団と関係があるとして県及び県内市町村に通知した事業者
提供する個人情報の種類	所在地、商号又は名称、代表者名、通知に係る事実概要
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。 ただし、同項中(4)及び(6)を除き、(3)を以下のとおりとする。 (3) 条例第3条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。

本答申は、「平成22年7月8日付け答申、22個保審第3号」を含めたものである。

## 2 不服申立事案の審査結果について（報告）

1. 精神保健福祉に関する相談記録に係る個人情報不開示決定に対する異議申立てについて（福岡県知事）
2. 平成23年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立てについて（福岡県教育委員会）

# 精神保健福祉に関する相談記録に係る個人情報不開示決定に対する異議申立て

## 1 個人情報の開示請求（平成 22 年 11 月 9 日）

異議申立て人は、両親が福岡県糸島保健福祉事務所に異議申立て人を精神病院に入院させた方がよいか相談しているとして、その際に作成された相談記録に記載された異議申立て人に係る個人情報の開示請求を行った。

## 2 不開示決定（平成 22 年 11 月 16 日）

実施機関は、その存否を答えるだけで、条例第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる不開示情報（開示請求者以外の個人に関する情報）を開示することになるとして、条例第 15 条（個人情報の存否に関する情報）の規定に基づき不開示決定を行った。

## 3 異議申立て（平成 22 年 11 月 27 日）

## 4 審議会に諮問（平成 22 年 12 月 21 日）

## 5 審議会での審査経過（不服申立て部会）

平成 23 年 2 月 3 日 審査

平成 23 年 2 月 3 日 口頭意見陳述

平成 23 年 2 月 28 日 審査

## 6 実施機関に答申（平成 23 年 3 月 1 日）

結論：実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

理由：対象となる個人情報の存否を明らかにして開示・非開示の決定を行えば、

申立て人両親からの相談の有無が明らかになり、条例第 14 条第 1 項第 1 号に規定する不開示情報を開示することになるため。

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成22年11月16日付けで行った不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、異議申立人の両親の相談記録に記載された異議申立人の個人情報である。

実施機関は、本件対象個人情報について、その存否を答えるだけで、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号に掲げる不開示情報を開示することになるとして、条例第15条の規定に基づき本件決定を行った。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件対象個人情報を開示するよう求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成22年11月9日付けで、実施機関に対し条例第13条第1項の規定に基づき、本件対象個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成22年11月16日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成22年11月27日付けで、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が主張している異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

(1) 私の両親が私を精神病院に入れた方がよいか県に相談に行ったそうであるが、相談内容は私にとって重大な問題である。

(2) 病院のカルテは、患者の情報を記載するものであるから患者の個人情報になっていると思うが、相談記録も県が両親から聞いた私の情報を記載しているものであるから同様の意味合いが強いのではないか。

(3) 県は、両親が相談しているのだから両親の個人情報であるということかもしれないが、相談内容は私に関することで私の個人情報であるから、私は、

両親に不利益な情報を除き、相談記録を見ることができるのではないか。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第14条第1項第1号に規定する不開示情報である異議申立人の両親の個人情報を開示することになることから、条例第15条の規定により当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否したものである。

## 6 審議会の判断

### (1) 本件対象個人情報の内容について

保健福祉事務所では、精神障害者やその家族等に対して、社会復帰の支援や自立等のために必要な援助を行うことを目的として相談を受けており、相談終了後に相談記録を作成している。

異議申立人の主張どおり両親からの相談があり、当該相談について保健福祉事務所の職員が相談記録を作成していた場合には、開示請求に係る個人情報の中に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれることが認められる。

### (2) 本件対象個人情報の存否応答拒否について

条例第15条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第14条第1項各号の不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めている。

実施機関は、条例第15条の規定により、本件対象個人情報の存否を答えるだけで条例第14条第1項第1号に該当する不開示情報が明らかになると存否応答拒否を行ったものであるから、本件対象個人情報の存否を答えることが同号に規定する不開示情報を開示することになるかについて検討する。

### ア 条例第14条第1項第1号について

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合があるが、開示請求者以外の個人に関する情報を本人に開示することにより当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする旨を定めたものである。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でも知り得る情報である場合等は、正当な利益を害することにならないことから開示すべきである。

#### **イ 存否応答拒否の妥当性について**

異議申立人は、両親が保健福祉事務所に相談したとして、当該相談内容中の自己情報について開示請求を行っている。

しかし、異議申立人の両親が異議申立人を精神病院に入院させた方がよいかについて公的機関に相談に行ったのか否かという事実自体が、両親のプライバシーに属する個人情報に該当する。

そして、当該情報について、異議申立人がこれを当然に知っている立場にあることが明らかであるということはできず、また、当該情報が何人も知り得る情報に当たるということもできない。

よって、本件対象個人情報の存否を答えることにより、条例第14条第1項第1号に規定する不開示情報を開示することになると認められる。

以上のことから、本件対象個人情報の存否を明らかにして開示・非開示の決定を行えば、当該相談の有無が明らかになり、条例第14条第1項第1号に規定する不開示情報を開示することになるので、実施機関が、条例第15条の規定に基づき当該開示請求を拒否したことは妥当である。

#### **7 審議会の判断**

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

平成 23 年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験に係る  
個人情報部分開示決定に対する異議申立て

1 個人情報の開示請求（平成 22 年 10 月 26 日）

異議申立人は、実施機関（福岡県教育委員会）が実施した平成 23 年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験における解答用紙及び評定票等に記載された異議申立人の個人情報の開示請求を行った。

2 部分開示決定（平成 22 年 11 月 12 日）

不開示とした情報	根拠規定 (福岡県個人情報保護条例第 14 条第 1 項の該当号)
<ul style="list-style-type: none"><li>・集団討論評定票中の特記事項</li><li>・模擬授業及び個人面接に係る評定票中の特記事項及び観察記録等</li><li>・適正検査判定表中の適正検査コメント</li></ul>	第 5 号（評価判断情報）

3 異議申立て（平成 22 年 12 月 4 日）

4 審議会に諮問（平成 23 年 1 月 7 日）

5 審議会での審査経過（不服申立部会）

平成 23 年 2 月 3 日 審査

平成 23 年 2 月 28 日 審査

平成 23 年 3 月 23 日 審査

6 実施機関に答申（平成 23 年 3 月 23 日）

結論：実施機関が行った部分開示決定は、妥当である。

理由：本件個人情報を開示すると、評定者が受験者の適切な評価を行うことができなくなるなど、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成22年11月12日付けで行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、実施機関が実施した平成23年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「本件選考試験」という。）における解答用紙及び評定票等に記載された異議申立人の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報のうち、集団討論評定票中の特記事項、模擬授業及び個人面接に係る評定票中の特記事項及び観察記録等（以下「本件個人情報1」という。）並びに適性検査判定表中の適性検査コメント（以下「本件個人情報2」という。）については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第5号に該当するとして、また、集団討論評定票中の評定委員氏名、論文試験記入用紙中の評定者名並びに模擬授業及び個人面接に係る評定票中の評定者氏名については、同項第1号及び第4号に該当するとして、いずれも不開示とし、その余の部分は開示している。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定のうち、本件個人情報1及び本件個人情報2について不開示とした部分を取り消すよう求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成22年10月26日付けで、実施機関に対し条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成22年11月12日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成22年12月4日付けで、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

#### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

条例第14条第1項第5号により不開示とされた部分は、福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「選考試験」という。）の透明性を示す上で開示すべき事項であり、開示されている部分のみでは具体的な評価について認識できない。また、開示することにより選考試験事務の適正な執行に支障を及ぼすといえる具体的な理由が存在しない。

#### 5 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

##### (1) 本件個人情報1について

集団討論評定票の特記事項欄、模擬授業及び個人面接に係る評定票における特記事項欄及び観察記録等欄には、受験者に対する評定者の観察内容や、評定結果の理由、特筆すべき事項、採用に対する意見等を記入することとなっており、受験者の発言、態度、所作などについて、具体的な評価を行っている。

不開示部分を開示すると、試験中のどのような発言、態度等に問題があったかについて具体的な示唆を与え、今後受験者が自分をよりよく見せようと表面上取り繕う姿勢を助長することとなり、評定者が受験者の本来の姿をとらえ、適切な評価を行うことが困難となる。

また、選考試験の評定者の多くは県立学校の管理職員の中から選任されており、受験者も多くが県立学校に勤務する講師であることから、多数の受験者が評定者を特定することが可能な状況となっている。

不開示部分を開示すると、評定者が受験者に対する否定的な評価の記載を差し控えたり、画一的な記載に終始するなど、評定者の率直な意見が評定に反映されにくくなることが懸念され、選考資料としての有効性が損なわれる。

##### (2) 本件個人情報2について

適性検査コメント欄には、検査結果から考えられる個人の特性や、検査方法ごとの判定内容、総合判定の理由等を記入することとなっている。

不開示部分を開示すると、いずれの検査に問題があったのか受験者が知りうこととなり、次年度以降の検査において、受験者が意図的に普段とは異なる回答をすることが予想されるなど、受験者本来の姿がつかめず、教員としての適性を純粋に判定できなくなる事態が想定される。その結果、選考資料としての適性検査結果の有効性が損なわれる。

以上のように当該不開示部分を開示することは、選考試験事務の適正な執行

に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第1項第5号に該当する。

## 6 審議会の判断

### (1) 選考試験について

ア 公立学校の教員の採用は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、選考によるものとされている。

選考試験は、福岡県教育委員会事務決裁規程（平成6年4月福岡県教育委員会教育長訓令第2号）第14条別表8第7項第1号により、教育長が決定した実施要項に基づき実施される。

選考試験は、福岡県公立学校教員として勤務する教育公務員の採用に当たって必要な選考資料を得るために実施しており、第一次試験及び第二次試験の結果により選考を行うものである。

これらの試験に合格した者は、教員採用候補者名簿に登載されることとなる。

イ 異議申立人が受験した本件選考試験の第一次試験は、専門教科、教職教養及び集団討論により選考が行われる。そして、集団討論がB評価以上であり、かつ、教職教養の得点が一定水準に達している者が選考対象となり、専門教科の得点が上位の者から第一次試験合格者として、第二次試験の受験資格を得る。

第二次試験は、模擬授業、個人面接、論文、実技試験及び適性検査により選考が行われる。そして、模擬授業、論文、実技試験及び適性検査がC評価以上の者の中から、個人面接による人物評価を重視し、各試験内容の評価を総合的に判断して選考する。なお、選考に当たっては、第一次試験の評価及び志願書の記載事項も考慮する。

### (2) 本件個人情報1及び2の内容について

#### ア 本件個人情報1について

集団討論評定票は、評定委員ごとに作成され、教室番号、班名、評定委員の氏名、試験会場、座席番号、教科科目、受験番号、欠席者の有無、評価の観点ごとの評定、評価の観点ごとの評定を踏まえた総合的な評定及び評定に係る特記事項が記載されている。

また、模擬授業及び個人面接に係る評定票も評定委員ごとに作成され、評定者氏名、受験者の教科科目、受験番号及び氏名が記載されている。そして、模擬授業の評定欄には、個別評定尺度、評定項目、評定項目ごとの評定、評定者の個別評定、模擬授業の総合評定及び特記事項、また、個人面接の評定欄には、個別評定尺度、評定項目、着眼点、評定項目ごとの評

定、評定項目ごとの観察記録等、評定者の個別評定、個人面接の総合評定及び特記事項が記載されている。

このうち、本件個人情報1の内容は、当該試験における受験者の発言、態度、所作等について、評定者が特に気付いた点や評定の参考となる意見などである。

#### イ 本件個人情報2について

適性検査判定表には、試験教科科目名、受験番号、氏名、性別、年齢、検査結果、検査ごとの判定、総合判定及び適性検査コメントが記載されている。

このうち、本件個人情報2の内容は、受験者の特性や検査結果から分かる顕著な特徴等の判定理由である。

#### (3) 条例第14条第1項第5号該当性について

条例第14条第1項第5号は、県の機関等が行う事務のうち、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

本件個人情報1及び2は、本件選考試験における受験者の選考に当たって、異議申立人について実施機関が作成したものであるので、条例第14条第1項第5号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報に該当するものと認められる。そこで、これらを開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるかについて検討する。

#### ア 本件個人情報1について

選考試験の集団討論、模擬授業及び個人面接は、受験者の教員としての資質を判断するために実施されており、本件個人情報1の内容は、受験者の発言、態度、所作などについて、評定者が着目した特徴やこれに対する肯定的又は否定的な意見などである。

本件個人情報1が開示された場合、開示請求を行った受験者に対して当該試験における具体的な問題点を個別的に示すことになり、受験者が自分をよりよく見せようしたり、表面を取り繕うことが可能になる。その結果、評定者が受験者本来の姿をとらえ、教員としての資質について適切な評価を行うことが困難となることから、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件個人情報1は、評定者が、開示されることを予定せずに受験者の協調性、積極性、表現力、指導力等について、率直な意見を具体的に

記載する部分であり、評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、評定者が自由かつ率直に評価を行う必要がある。

本件個人情報1が開示された場合、評定者個人及び実施機関に対し、苦情等が寄せられることが予想される。その結果、次年度以降の選考試験において、評定者が否定的な評価の記載を差し控えたり、画一的な評価の記載に終始する等、評定者が率直な評価を行えなくなることから、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、実施機関が本件個人情報1は条例第14条第1項第5号に該当すると判断し、不開示とした決定は、妥当である。

#### イ 本件個人情報2について

選考試験の適性検査は、受験者の教員としての適性を判定するために実施されており、本件個人情報2の内容は、受験者の特性や検査結果から分かる顕著な特徴等の判定理由である。

本件個人情報2が開示された場合、次年度以降の適性検査において、受験者が適性検査コメントの内容を意識して、意図的に答えを操作することが予想される。その結果、受験者の適性を正しく判定することができなくなり、選考資料としての適性検査の有効性が損なわれることから、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、実施機関が本件個人情報2は条例第14条第1項第5号に該当すると判断し、不開示とした決定は、妥当である。

#### 7 結論

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 3 個人情報の流出事案について（報告）

・電子メールの誤送信について（新雇用開発課）

平成23年7月14日  
福祉労働部労働局新雇用開発課

## 電子メールの誤送信について

### 1. 概要

新雇用開発課で実施している「子育て女性職業紹介事業」において、事業委託先の(株)A C Rが、登録者に対し求人情報の電子メール配信を行った際に、複数の登録者のメールアドレス及び氏名を宛先に表示したまま送信したもの。

### 2. 原因

電子メール送信の際の操作を誤る（宛先を Bcc にて送信するところを To にて送信）とともに、送信前に行う相互の手続きを怠ったもの。

### 3. 対応

発生後、関係者に対し電子メールと電話、及び書面にて謝罪と該当メール削除の依頼を行った。本件に関し、流出した個人情報の悪用等の被害報告はあっていない。

### 4. 再発防止策

再発防止に向けて委託業者に対して業務改善と報告書の提出を指示、委託業者では次の様な対策を実施している。

- ・個人情報の取扱及び業務手続についての社員への教育
- ・メール送信時の相互確認の徹底及び送信記録簿による管理の徹底
- ・メール送信時に、宛先等の再確認を促す誤送信防止ソフトを導入

新雇用開発課では業務改善報告書の提出を受け、当課職員による実地調査を実施。個人情報の管理等について、改善措置が適切になされていることを確認した。また、委託業者に対し、定期的な自己点検の実施を指示した。

### 添付資料

- ・別紙1 記者クラブ提供資料「電子メールの誤送信について」
- ・別紙2 関連新聞記事

担当課：新雇用開発課  
直 通：092-643-3586  
内 線：4219  
担当者：見雪、野田

## 電子メールの誤送信について

福祉労働部労働局新雇用開発課が子育て女性職業紹介事業を委託している株式会社A C Rにおいて、求人情報の電子メール配信を行った際に、配信希望者に誤って他の配信希望者のメールアドレス等を表示させて送信しました。

### 1 内容および件数

求人情報の登録者の氏名及び電子メールアドレス（携帯メールアドレスを含む）

福岡地区 355件

北九州地区 129件 合計 484件

### 2 日 時

平成23年 5月17日(火) 14:12~14:15

### 3 発生場所

株式会社A C R (福岡市中央区)

### 4 内 容

求人情報の電子メール配信希望者484名（福岡地区355名、北九州地区129名）に対し、求人情報を地区ごとに一括して送信する際に、メールアドレスを非表示とするためにBccに記載せず、宛先に記載して送信したため、配信希望者のそれぞれの間で氏名及びメールアドレスを知りうる状態となったもの。

### 5 関係者への対応

- (1) 株式会社A C Rより関係者に対し謝罪を行うとともに、メールアドレスの削除を依頼
- (2) 県より関係者各位に対し電話でお詫び

### 6 株式会社A C Rへの対応

株式会社A C Rに対し、原因の徹底究明と管理体制の強化、再発防止のためのシステム上の措置などを指示

### 7 本件に関する関係者からの問い合わせ等

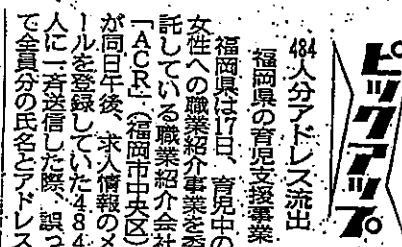
これまでに「他の方のメールアドレスが表示されている」と指摘する電子メールが1件、株式会社A C R宛に寄せられている。(1.5時30分現在)

#### <参考 子育て女性職業紹介事業>

福岡県内4箇所の各労働者支援事務所内に「子育て女性就職支援センター」を設置して就職を希望する子育て中の女性を対象に、就業相談、セミナー、保育情報等の提供、求人開拓、就職あっせんを実施。

このうち、求人開拓及び就職あっせんについて、子育て女性職業紹介事業として(株) A C Rに委託して実施。

日本経済新聞



484  
人分アドレス流出  
福岡県の育児支援事業

女性への職業紹介事業を委託している職業紹介会社「ACCR」(福岡市中央区)が同日午後、求人情報のメールを音録していた484人に二者送信した際、誤つて会員分の氏名とアドレス

が発表された状態で送ったとの報告はないが、これまで被害者の電話で謝罪し、県は音録の削除を求めた。

平成23年5月18日(水)朝刊

西日本新聞

毎日新聞

## メール誤送信

県の委託業者

日、求人情報の配信希望者484人に對し、

ドレスを表示したまま

送信したと発表した。

たという。

他人のアドレス  
484人分

情報電子メールで一  
斉送信した際、誤って

他の希望者のメールア  
ドレスを表示したと想  
される

同社には「個人のア  
ドレスが表示され  
ていて」などの指摘が  
ある。悪用は確認され  
ていない。

県新雇用開発課は17

他の希望者のメールア  
ドレスを表示されたと想  
される

この業者は中央区の「ACR」。職業紹介

事業を委託している。同日午後、子育て女性

の求人情報を発信する際、受信者以外のアド  
レスを表示したと想される

484件分アドレス  
見える形で送信

県委託の業者

県新雇用開発課は17日、  
求人情報を電子メールで希

望している子育て中の女性

に対し、登録者のメールア  
ドレス484件を本人以外

にも見られる状態で誤つて

送信したと発表した。

県によると、誤送信した

のは福岡地区555件、北

九州地区1229件。同日午

後2時15分ごろ、県から求

人情報提供を委託された職

業紹介事業者が、両地区の

女性にメール送信した際、

地区内のほかの人のメール  
アドレスと個人名を見られ  
る状態で送ったという。

## 求人情報メール誤送信

人材紹介社

名前とアドレス流出

5月18日、子育て中の女性を対象にした職業紹介事業を運営している人材紹介会社ACR(福岡市中央区)が登録者4

84人に求人情報をメー  
ルで送る際、送信先の名

前とメールアドレスが見  
える状態で誤送信したと  
発表した。県とACRは

関係者に謝罪した上で、

484件分アドレス  
見える形で送信

県委託の業者

県新雇用開発課は17日、  
求人情報を電子メールで希

望している子育て中の女性

に対し、登録者のメールア  
ドレス484件を本人以外

にも見られる状態で誤つて

送信したと発表した。

県によると、誤送信した

のは福岡地区555件、北

九州地区1229件。同日午

後2時15分ごろ、県から求

人情報提供を委託された職

業紹介事業者が、両地区の

女性にメール送信した際、

地区内のほかの人のメール  
アドレスと個人名を見られ  
る状態で送ったという。

公印省略

23 広第323号

平成23年6月8日

本庁各課（室）長  
各出先機関の長

} 殿

総務部県民情報広報課長

個人情報取扱事務を委託する際の監督の徹底等について（通知）

個人情報の取扱いを伴う事務の外部委託等に際しては、「個人情報取扱事務を委託する際の監督の徹底等について」（平成19年8月6日19情第1423号）等で、委託先への適切な監督の実施をお願いしてきたところですが、今般、福祉労働部において、県が事業を委託する業者が、複数の相手に電子メールを送信する際に氏名及びメールアドレスを表示した形で送信し、個人情報が流出するという事案が発生しました。

このことは、個人の権利利益を損なうばかりでなく、県政に対する県民の信頼を失墜させる重大な事態であり同種の事案を絶対に発生させないよう、別添「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」の活用等により委託先への適切な監督の実施を徹底してください。

また、事務の委託の有無にかかわらず、貴所属の全職員に対し、複数の相手に電子メールを一括送信する際にはBCC機能を利用することを再度徹底してください。

【問い合わせ先】

県民情報広報課情報公開係

担当：光安・石井

TEL：092-643-3104

内線：2451・2452・2460

委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト

受託業者名:

受託事務の名称:

点検日:平成 年 月 日

団体名・点検者役職・氏名:

項目番号	項目	個人情報取扱特記事項	チェック項目欄
第1	基本的事項	<p>乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならぬ。</p> <p>2. 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようしなければならない。</p>	<p>1. 個人情報の取扱いに関する責任者を明確にしていますか  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>2. 個人情報を取り扱うことを許可された作業従事者以外の者が当該個人情報に触れることができないようにしていますか  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
第2	秘密の保持	乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。	<p>3. 直接又は間接的に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならないことを、作業従事者に周知していますか  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
第3	収集の制限	乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	<p>4. 個人情報を収集する際には、適法かつ公正な手段で、必要最小限の個人情報のみを収集するよう、作業従事者に周知していますか  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>5. 県以外から個人情報を収集する際には、本人に収集の目的や理由を明らかにするよう、作業従事者に周知していますか  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
第4	安全確保の措置	乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	<p>6. 業務用のネットワークやコンピュータから個人情報が流出しないよう、無断でソフトウェアをインストールしないことや私用パソコンを接続しないことなどを作業従事者に周知していますか  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>7. 業務用のコンピュータ、個人情報が記録された外部記憶媒体や紙媒体などを、上司等の許可なく外部に持ち出さないように周知していますか  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>8. 電子メールを複数の方に送信する場合、BCCを活用するなど不用意に他の人のメールアドレスが見える形で送信しないように周知していますか  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>9. 上記の外、知り得た個人情報の漏えい、紛失又はき損を防止するための措置を講じていますか  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  <small>(「はい」にチェックした場合)</small>  <small>●9で「はい」にチェックした場合、どのような措置を講じていますか</small>  <small>(措置の例)            物理的保護措置:保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備など            技術的保護措置:ネットワーク接続されているコンピュータへのアクセス制限、情報の暗号化など            人的保護措置:作業従事者の雇用時に個人情報などの機密情報を第三者に許可なく開示しない旨の約束をする契約を締結し、誓約書の提出を義務づける、個人情報保護に関する規則を定めた規程文書や就業規則などの遵守など</small> </p>
第5	作業場所の特定	乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。	<p>10. 個人情報を取り扱う作業場所を特定していますか  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ  <small>(「はい」にチェックした場合)</small>  <small>●作業場所はどのように特定していますか</small>  <input type="checkbox"/> 作業場所は事業所内に特定し、さらに事業所内の特定の空間に特定されている  <input type="checkbox"/> 作業場所は事業所内に特定されている  <input type="checkbox"/> 作業場所は特定しているが、事業所外の不特定箇所での利用が前提となっている  <input type="checkbox"/> その他( )  <small>●特定した作業場所について甲の承諾を得ていますか</small>  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ </p>

項目番号	項目名	個人情報取扱特記事項	チェック項目欄
第6	利用及び提供の制限	乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外のために利用し、又は提供してはならない。	11 利用する個人情報の受託事務以外での利用及び提供が禁止されていることを、作業従事者に周知していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第7	複写又は複製の禁止	乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。	12 甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なく複写又は複製を行ってはならないことを、作業従事者に周知していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第8	再委託の禁止	乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。	13 受託事務を第三者に再委託しようとする場合、当該事務が個人情報を取り扱う事務であるかを確認していますか。また、甲の承諾を得ることに留意していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 14 甲の承諾を得て個人情報を取り扱う事務を第三者に委託した場合、再委託先の個人情報の取扱いについて個人情報取扱特記事項等により監督を行っていますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第10	従事者への研修	乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他の個人情報の保護に関する必要な事項を研修するものとする。	15 個人情報の保護に関し、作業従事者に必要な研修を実施していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (「はい」にチェックした場合) ※研修計画(時期、対象者、カリキュラムなど)を記載してください。
第11	事故報告	乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。	16 個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときに応する責任者を明確にしていますか。また、甲への連絡体制を確立していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第14	取扱記録の作成	乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告しなければならない。	17 取り扱う個人情報の取扱状況を記録していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
第15	運搬	乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。	18 個人情報が記録された資料等を事業所内・事業所外で運搬する際に、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するための対策を執っていますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (「はい」を選択した場合) ●どのような対策を執っていますか (対策の例) ・郵送は「書留」、社内便は「親属」扱いにする ・宅配便は信頼できる指定業者に限定 ・輸送時のデータの暗号化又はパスワードでの保護、鍵付きケースの使用 など

※注:このチェックリストは、個人情報の取扱いを伴う事務の委託に係る契約書の「個人情報取扱特記事項」に記載された項目についてのみチェックしてください。

## 4 個人情報保護条例の運用状況について（報告）

- ・個人情報保護条例の運用状況について

## 平成22年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

### 1 自己情報の開示請求の状況

#### (1) 文書による開示請求と決定の状況

平成22年度の文書による自己情報の開示請求の件数は172件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数4件を除いた168件です（表1-1）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の件数	決 定 の 状 況					取下げ
	開示	部分開示	不開示	不存在	却 下	
172	39	124	5	4	2	2

(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長123件、知事41件、人事委員会5件等となっています（表1-2）。

表1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求 の件数	決 定 の 状 況					取下げ
		開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	
知事	総務部						
	企画・地域振興部						
	新社会推進部	5	2	2	1	1	
	保健医療介護部	19	17	1	1	0	
	福祉労働部	8	6	2			
	環境部						
	商工部	1		1			
	農林水産部	4	1	1	2	2	
	県土整備部	1	1				
	建築都市部	3	3				
議会	会計管理局						
	小計	41	30	7	4	3	
	公営企業の管理者						
	教育委員会	3	1	2			
	選挙管理委員会						
	人事委員会	5	5				
	監査委員						
	労働委員会						
	警察本部長	123	3	115	1	1	2
	海区漁業調整委員会						
地方独立行政法人	内水面漁場管理委員会						
	公安委員会						
	収用委員会						
	地方独立行政法人						
	合計 (請求件数に対する比率)	172 (100.0%)	39 (22.6%)	124 (72.1%)	5 (2.9%)	4 (2.3%)	2 (1.2%)

注：秘書室は、総務部に含みます。

(3) 不開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成22年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

表1-3 不開示事由の事由別適用件数

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第14条第1項各号		件 数		
		不開示	部分開示	計
第1号	開示請求者以外の個人情報	1	64	65
第2号	事業情報		2	2
第3号	審議・検討等情報			
第4号	行政運営情報		76	76
第5号	評価判断情報		2	2
第6号	警察職員情報		112	112
第7号	捜査等情報		7	7
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報			
第10号	会派情報			
計		1	263	264

注 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

(4) 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

表1-4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードにおける自己情報	60	警察本部長
警察が作成した服務日誌に記載された自己情報	33	警察本部長
警察が作成した物件事故報告書	16	警察本部長
身体障害者手帳の申請書類	12	知事（福祉労働部）
警察が作成した犯罪事件受理簿	3	警察本部長

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成22年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、9,845件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成22年度は、知事が22、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が14、地方独立行政法人が16、合計64の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件 数	開 示 期 間
知事	調理師試験	32	合否発表の日から1か月間
	クリーニング師試験	1	合否発表の日から1か月間
	製菓衛生師試験	4	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	7	合否発表の日から1か月間
	福岡県歯科技工士試験	43	合否発表の日から1か月間
	福岡県准看護師試験	1	合否発表の日から1か月間
	毒物劇物取扱者試験	3	合否発表の日から1か月間
	登録販売者試験	12	合格発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	5	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	技能検定試験	14	合否発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	4	合否発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	116	合否発表の日から1か月間
	福岡障害者職業能力開発校入校選考試験	5	合否発表の日から1か月間
	狩猟免許試験	2	合否発表の日から1か月間
	採石業務管理者試験	1	合否発表の日から1か月間
	農業指導士認定試験	1	合否発表の日から1か月間
小 計		251	

教育委員会	福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員）	1	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	6, 908	合格発表の日の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	30	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間
	福岡県立特別支援学校高等部入学者選考	1	合格発表の日の翌日から1か月間
	小計	6, 940	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	686	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	43	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員採用選考（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	25	合格発表日の翌日から3か月間
	小計	754	
警察本部長	福岡県警察官A（男性）採用試験	406	合否発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	113	合否発表の日から1か月間
	福岡県警察官A（女性）採用試験	42	合否発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（女性）採用試験	29	合否発表の日から1か月間
	獣銃等講習考查	89	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考查	180	合否発表の日から1か月間
	機械警備業務管理者講習修了考查	45	合否発表の日から1か月間
	警備員等検定学科試験	278	合否発表の日から1か月間
	警備員等検定実技試験	157	合否発表の日から1か月間
	駐車監視員資格者講習修了考查	43	合否発表の日から1か月間
小計		1, 382	

地方独立行政法人	九州歯科大学入学者選抜試験	120	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッション・オーフィス入学試験	11	4月16日から1か月間
	福岡女子大学入学者選抜試験	152	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学大学院入学者選抜試験	1	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県立大学入学者選抜試験	155	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	64	4月16日から1か月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	3	4月16日から1か月間
	福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験	5	4月16日から1か月間
	福岡県立大学看護学部編入学試験	7	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
小計		518	-
合計		9,845	

## 2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成22年度は、自己情報の訂正請求が3件ありました（表2）。

表2 訂正請求の状況

訂正請求案件	実施機関	訂正請求年月日	実施機関の決定	
			決定年月日	決定内容
折尾警察署作成に係る「服務日誌」記載の個人情報	警 察 本部長	22.10.20	22.12.3	却下
糸島保健福祉事務所作成に係る「相談した記録」記載の個人情報	知 事	22.9.13	23.1.18	却下
戸畠高等技術専門校作成に係る「病気休暇（休職）者の状況報告書」記載の個人情報	知 事	22.12.21	23.1.28	不訂正

## 3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供をされていると思料するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成22年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

## 4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成22年度は、不服申立てが2件ありました（表3）。

表3 不服申立ての状況

不服申立案件	実施機関	不服申立年月日	個人情報保護審議会		実施機関の決定	
			諮問年月日	答申年月日	決定年月日	決定内容
「精神保健福祉に関する相談記録」不開示の件	知事	22.11.7	22.12.21	23.3.1	23.4.1	棄却
「平成23年度福岡県公立学校教員採用候補者選考試験」部分開示の件	教育委員会	22.12.4	23.1.7	23.3.24	23.4.8	棄却

### 5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、個人情報保護条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成22年度は諮問が3件あり、答申がなされました（表4）。

表4 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施機関	諮問年月日
22.5.21	「インターネットのホームページによる本県退職者の再就職情報提供事務」について	知事	22.5.6
22.7.8	「インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務」について	警察本部長	22.6.29
22.7.8	「インターネットのホームページ等による県発注工事から排除する暴力団関係事業者情報提供事務」について	知事	22.7.1

### 6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、個人情報保護条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

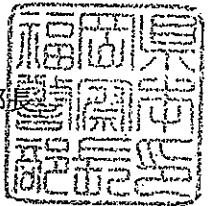
平成22年度は、苦情相談はありませんでした。

福警組対第10569号

平成22年 6月29日

福岡県個人情報保護審議会会長 殿

福岡県警察本部長



個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する  
例外事項について(諮問)

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号) 第5条第2項第6号及び第6条第3号の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求める。

記

1 事務の名称

インターネットのホームページによる暴力団関係事業者情報提供事務

2 所管課名

警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課

3 事務の目的

暴力団と関係があるとして県に通知した暴力団関係事業者の情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、暴力団関係事業者から暴力団への資金の流れを遮断するとともに、県民等の暴力団排除意識の向上を図ることを目的とする。

4 識別される個人の類型

暴力団と関係があるとして県に通知した事業者

5 提供する個人事業の種類

住所、商号又は名称、代表者名、通知に係る事実概要

6 提供の相手方

県民等（インターネット利用者）

## 暴力団と関係のある建設会社(個人企業を含む)の通報情報の提供について

### 1. 県内暴力団情勢

福岡県内には、指定暴力団である四代目工藤會、道仁會、太州會、三代目福博會及び九州誠道會の5団体が存在しており、全国最多となっているほか、六代目山口組の二次組織が存在している。

暴力団は、様々な犯罪行為や、正当な経済活動を装った活動などにより、資金獲得を行っており、中でも建設工事に絡み、地元対策費などと称して事業者から多大な利益を吸い上げているほか、暴力団の影響下にある企業等を使って公共工事をはじめ民間工事にも介入し利益を吸い上げている。

また、要求に応じない事業者に対しては、けん銃を発砲するなど、見せしめのような暴力行為を敢行して、自己の利益拡大を図っている。

この他、筑後地区では、道仁會と九州誠道會の抗争が4年に及ぶなど、県民を不安に陥れている。

### 2. 県警察の取り組み

県警察は、上記のような厳しい暴力団情勢を受け、本年の最重点目標に「暴力団犯罪の撲滅」を掲げ、各種の暴力団対策を推進している。

とりわけ、本年4月に施行された「福岡県暴力団排除条例」を効果的に運用するため、県民に対し、可能な限りの暴力団情報の提供を行っているところである。

### 3. 福岡県の取り組みとの関係

県においても公共工事からの暴力団排除を推進するため、同様の取り組みを進めている。

しかし、県が暴力団関連企業の通報を警察から受け、指名停止委員会開催などの手続きを経て処分を決定し、その処分情報を掲載するまでには、かなりの日数を必要とすることから、その間に、当該関連企業と取引を行う事業者が出ることも考えられる。

### 4. ホームページによる暴力団関連企業情報の掲載の必要性

暴力団排除条例第3条では、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団と交際しないことを基本としており、同条例の6条では県の事務及び事業から暴力団を排除するために、県が行う「必要な措置」を講ずると定め、暴力団排除活動の一層の促進を規定している。

さらに、現在は各市町村や企業が暴力団排除条例や条項を導入している状況下であり、県の他、各市町村や民間の工事から暴力団を排除するためにも情報提供は必要不可欠である。

しかし、県警察が福岡県に通報した内容を福岡県が公表するまでに数日を要し、その間の期日を埋める必要からも、もし、早期にホームページなどで公表しなければ、県内各市町村が行う事務・事業に当該暴力団関連企業が参加するおそれがあるばかりか、善良な事業者が誤って暴力団関連企業と取引をするといった事態を招くことも考えられる。

これにより、「福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与する」という条例制定の趣旨を没却することになることから、早期且つ広範囲に暴力団関連企業の情報提供を行う必要がある。

#### 5 掲載する個人情報の内容等

掲載内容は提供する個人情報の種類である

- 商号又は名称(個人企業の場合は個人名もある)
- 代表者名
- 所在地
- 通知事実の概要

である。

#### 6 参考資料

- (1) ホームページの掲載例(別紙1)
- (2) 暴力団関連企業の報道記事(別紙2)

## ホームページの掲載例

 福岡県警察  
Fukuoka Prefectural Police

このサイトについて セキュリティポリシー サイトマップ  
印刷用ページ 翻訳(English | Korean | Chinese)

文字のサイズ 小字 標準 大字 サイト内検索 検索

部門別 カテゴリ 共通 お問い合わせ 生活安全 刑事 暴力団 交通 地域 警備 公安委員会 警察署協議会

福岡県警察の紹介  
県警からのお知らせ  
あなたの街の警察署  
各種手帳コーナー<sup>PDF</sup>  
相談・問い合わせコーナー<sup>PDF</sup>  
交通情報コーナー<sup>PDF</sup>  
防犯情報コーナー<sup>PDF</sup>  
事件手記コーナー<sup>PDF</sup>  
情報提供のお願い  
メッセージ  
県警から県民の皆様へ  
福岡県警察官・警察職員採用案内<sup>PDF</sup>  
ふっけい安心メール<sup>PDF</sup>

## 暴力団と交際のある事業者の通報について

対象事業者	〇〇組（代表者〇〇〇〇、〇区〇〇1丁目） □□産業（代表者□□□□、同） △組（代表者△△△△、同） ◎◎組（代表者◎◎◎◎、△区△△△△3丁目） ◇◇◇建設（代表者◇◇◇◇、◎◎区◎◎5丁目） ▽▽▽（代表者▽▽▽▽、△区△△1丁目） □□産業建設（代表者□□□□□、□区□□1丁目）
通報年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
通 報 先	福岡県
通 報 内 容	上記7社にあっては、指定暴力団〇〇会幹部とゴルフをしたり、誕生日パーティーに出席したりするなど、暴力団との密接交際が確認されたため、当県警が福岡県に対して通報したもの。

Copyright(C)2010 Fukuoka Prefectural Police. All Rights Reserved.

H22.5.29(土)(福岡版)

読売新聞

## 8月から下請けも排除

県請負契約書改訂「活動資金封じる」

かいた」と説明しても、県は元請けに対し指名停止で、より積極的に暴力団排斥を取り組んで進む」とや警告などを打つ。

同課の担当者は「受注業者訴えている。

封じたい」としている。

現行の契約書は、元請けが暴力団関係業者だと判明した場合、契約を解除できるとしている。今回、「元請けは関係業者を下請けに使ってはならない」との規定を追加。違反すれば、県月がり改め、元請け業者に加えて下請け業者も排除対象となる」と発表した。県財産活用課は「徹底した対応で、暴力団の活動資金を

暴力団と関係のある業者を県発注の工事から完全に排除するため、県は28日、工事請負契約書の内容を8月から改め、元請け業者に加えて下請け業者も排除対象となる」と発表した。県財産活用課は「徹底した対応で、暴力団の活動資金を

現行の契約書は、元請けが暴力団関係業者だと判明した場合、契約を解除できるようである。「下請けが関係業者とは知らぬ場合は元請けとの契約を解除できないようにある」下請け業者に仕事を回したことが判明した場合、請負契約を解除する場合があると発表した。公共事業から暴力団を完全に締め出すのが狙いで、8月1日からの実施する。

県の工事請負契約書には現在、元請け業者が暴力団関係者と判明した場合、県は契約を解除できるところの条項を設けていた。今回、この条項を改正し、元請け業者は暴力団関係者を下請け業者にしてはならないとする規定などを追

## 暴排、下請けにも拡大

県、工事契約書を改正へ

暴力団排除条例が施行された。徹底して暴力団の資金源を断つための措置だ」としている。

県財産活用課は「4月から暴力団排除条例が施行された。徹底して暴力団の資金源を断つための措置だ」としている。

暴力団の下請け契約解除可能  
福岡県・8月から  
福岡県は28日、県発注工事の下請け業者が暴力団関係の業者と判明した場合、元請け業者に下請け業者との契約解除を求めることが可能となる。県によると、改正後、工事請負契約書の条項を改正するが、元請け業者が正直な理由で、8月1日から実施する。

暴力団の下請け契約解除可能  
福岡県・8月から  
福岡県は28日、県発注工事の下請け業者が暴力団関係の業者と判明した場合、元請け業者に下請け業者との契約解除を求めることが可能となる。県によると、改正後、工事請負契約書の条項を改正するが、元請け業者が正直な理由で、8月1日から実施する。

# 新 聞 記 事

H 21.12.10 (木) (福岡版)

組交際業者

## 7社名公表し指名停止

### 福岡県 九地整も入札から排除

福岡県警が暴力団と交際する業者7社を同県などに通報したのを受け、県は9日、代表取締役(現在退任)が暴力団幹部と共に謀して不正競争を発覚したとして起訴された大島組(福岡市南区)などを

福岡県警が暴力団と交際する業者7社を同県などに通報したのを受け、県は9日、代表取締役(現在退任)が暴力団幹部と共に謀して不正競争を発覚したとして起訴された大島組(福岡市南区)などを

社をの力月～1年間の指名停止処分にしたと発表した。ほかの指名停止となつたのは賃星産業(西区)▽勝組(同)▽橋本組(東

区)▽安田建設(博多区)▽海山組(東区)▽平山産業建設(同)。起訴された大島組の元代表取締役は賃星産業と勝組の役員や経営者も兼

ねており、この7社の指名停止期間は「かれも1年間。ほかの4社は、代表者が暴力団幹部で「ア」を行ったり、飲食したりしたことが確認されたため、6ヶ月の指名停止となつた」としてある。国土交通省九州地方整備局(福岡市博多区)も同日、福岡県警の入札からの排除要請を受け、この7社を一般競争入札に指名競争入札への参加を排除したと発表した。期間は県警の排除要請が取り消されるまで。

県によると、大島組(南区長住1丁目)▽賃星産業(同)▽勝組(同)▽橋本組(東区箱崎ふ頭3丁目)▽安田建設(博多区千代5丁目)▽海山組(東区築浜1丁目)▽平山産業建設(東区名島1丁目)。大島組(賃星産業)、勝組の3社は、幹部が指定暴力団福博会の幹部と共に謀して別の業者から車両を奪った罪で起訴された。県警は、この7社が福博会幹部と「ゴルフ」をしたり、誕生日パーティーに出発したりしていたなどとして県の九地整に通報していた。

「暴力団と密接な交際」建設業者7社を処分 県と九地整

朝日新聞

県と国土交通省九州地方整備局(九地整)は9日、福岡市内に本社を置く建設業者7社に指名停止処分や排除措置を取った、とそれらを発表した。「暴力団と密接な交際があつた」として県警が通報していた。処分期間は県が「9日から1年ないし半年を経過し、かつ県発注工事の契約相手として適当だ認められる状態になるまで」、九地整は「県警の排除要請が取り消されぬままで」としている。

# 福岡県暴力団排除条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策等（第6条—第12条）
- 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（第13条・第14条）
- 第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第15条—第17条）
- 第5章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第18条）
- 第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第19条・第20条）
- 第7章 義務違反者に対する措置等（第21条—第23条）
- 第8章 雜則（第24条）
- 第9章 罰則（第25条・第26条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、暴力団が県民の生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えていたる福岡県の現状にかんがみ、福岡県からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- 四 県民等 県民及び事業者をいう。
- 五 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

#### （基本理念）

第3条 暴力団の排除は、県民等が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際をしないことを基本として、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

#### （県の役割）

第4条 県は、県民等の協力を得るとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2第1項の規定により公安委員会から福岡県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

#### （県民等の役割）

- 第5条 県民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
- 3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

## 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策等

### （県の事務及び事業における措置）

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利すこととならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

### （警察による保護措置）

第7条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官に警戒をさせるなど、当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

### （県民等に対する支援）

第8条 県は、県民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図つて取り組むことができるよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

### （訴訟の援助）

第9条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、規則で定めるところにより、その訴訟に関する費用に充てる資金の貸付けを行うとともに、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うことができる。

### （貸付金の償還等）

第10条 前条の規定による資金の貸付けを受けた者は、当該貸付けに係る訴訟が終了したときは、当該訴訟に係る請求の全部が棄却された場合を除き、その貸付金を償還しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、前条の規定による貸付金の償還金の支払を猶予し、又は当該貸付金の全部若しくは一部の償還を免除することができる。

### （広報及び啓発）

第11条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとする。

### （市町村への協力）

第12条 県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力をを行うものとする。

## 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

### （暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、

これを開設し、又は運営してはならない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
  - 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
  - 三 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - 四 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
  - 五 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
  - 六 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
  - 七 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所
  - 八 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
  - 九 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るために良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であってその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。
- （青少年に対する教育等のための措置）
- 第14条 県は、学校（学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、その生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないように、当該青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、前項に規定する者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### 第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

##### （利益の供与等の禁止）

- 第15条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。
  - 二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すること

となる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第16条 事業者は、前条第1項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(取引の関係者の確認)

第17条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。

第5章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

第18条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第15条第1項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第15条第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

3 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第15条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第6章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

第19条 県内に所在する不動産（以下この章において単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この章において「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることなどを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる旨のすべてを定めるよう努めなければならない。

一 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨

二 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨

4 前項第2号に規定する場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第20条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとな

ることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

## 第7章 義務違反者に対する措置等

### (調査)

第21条 公安委員会は、第15条第2項、第18条第2項、第19条第2項又は前条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

### (勧告)

第22条 公安委員会は、第15条第2項、第18条第2項、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

### (事実の公表)

第23条 公安委員会は、第21条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第8章 雜則

### (委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則、教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。

## 第9章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
  - 二 第15条第1項の規定に違反して利益の供与をした者
  - 三 第18条第1項の規定に違反して利益の供与を受け、又はその指定した者に対して利益の供与をさせた者
- 2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第26条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。